

質問内容

Q1：検体は、必ず尿・咽頭ぬぐい・血液3つとも提出しなければならないのか。

A：できれば3つとも提出することが望ましいが、無理な場合は、採取可能な検体だけでもお願いします。

Q2：疑い患者さんが来院した場合、健康福祉事務所・保健所に連絡して検体を取りに来ていただく際、検体用の容器を持参するとリーフレットに記載してあるが、どういうことか？

A：基本的に健康福祉事務所が検体保存容器を持参して医療機関で検体採取を行うが、直ぐに来れない場合等は到着を待たずに採取し医療機関にある容器に所定の方法で保存し、事務所が取りに来るまで冷蔵で保存をお願いします。

Q3：検体の保存容器はどうしたらいいか。

A：各医療機関で準備をお願いしている。検査を依頼している業者から入手することも可能です。

Q4：血液採取・保存に関して、EDTA入りでないといけないのか。医療機関では、2カリ（カリウム）と2ナト（ナトリウム）があるがそれで対応できるか。

A：対応可能です。ヘパリン入りのものは不可です。

Q5：2ナト（ナトリウム）で血液保存する場合、2mlしか入らないのだから大丈夫か。

A：検体の量は2～5mlなので大丈夫です。

Q6：咽頭ぬぐいの検体を入れる保存液とは？

A：生理食塩水です。リーフレットには1～2mlと記載していますが、綿棒が乾燥しない程度の量で十分です。

Q7：VTM 培地の用意がない。

A：専用の培地なので、衛生研究所にあります。各医療機関でインフルエンザの迅速抗原検査等に用いる綿棒で採取して滅菌スピッツ内に保存してください。シートスワブ等細菌検査用のものは不可です。